

教育ファーム推進全国協議会規約

(名称)

第1条 本会は、教育ファーム推進全国協議会と称する。

(目的)

第2条 自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、様々な関係者が一連の農作業等の体験の機会を提供する「教育ファーム」の取組の推進に向けては、消費者、農林漁業者、教育者、食品産業事業者等の個人又は団体、地方公共団体及び関係府省等の関係者が、適切な役割分担の下、連携して取り組むことが必要である。

このため、教育ファーム推進全国協議会（以下、「全国協議会」という。）を設立し、教育ファームに関する情報の提供や関係者間の連携の具体的な取組を検討すること等により、全国で教育ファームが継続的に取り組まれる環境を整備することとする。

(会員)

第3条 会員は、本会の目的に賛同する個人、関係団体、地方公共団体及び関係府省等により構成する。

(活動)

第4条 本会は、会員の合意に基づき、次の活動を行う。

- (1) 教育ファームに関する問い合わせに対応する窓口の設置
- (2) 教育ファームを実施する主体の具体的な取組内容が一覧となったポータルサイトの設置・運営
- (3) 教育ファームの認知・理解を高めるための勉強会等の開催
- (4) 教育ファームの取組主体を対象とした研修会の実施
- (5) 教育ファームの取組主体向けのマニュアル、教材及び事例集の作成
- (6) 教育ファームの取組主体間のネットワーク化
- (7) その他、全国協議会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に、会長を置く。

(幹事会)

第6条 若干名の幹事からなる幹事会を設置し、第4条に規定する活動の実施等について必要な検討を行う。幹事については、必要に応じて追加等の変更を行うことができる。

(事務局)

第7条 事務局は、農林水産省消費・安全局消費者情報官に置く。

(その他)

第8条 規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は幹事会が定める。